

市民に背を向け、議会制民主主義を形骸化する政府に抗議！ 経済安保秘密法案は廃案に

井原 聰

衆議院での審議を伺って感じたことをメモにしてみました。ご検討いただければ幸いです。

I. 答弁の随所で「有識者に意見を聞いた上で、運用基準を策定し、閣議決定する」を連発する政府を追及すべき。

*国会で民意を問わず、市民に背を向け、議会制民主主義を形骸化する政府の法案審議に抗議。

II. 国会審議で明らかにしなかった下記の項目は「運用基準で決めるという。

①重要経済基盤保護情報の運用 ②重要経済安保情報の指定の範囲 ③適合者認定の統一基準 ④適性評価の同意確認と不利益扱いの担保要件 ⑤調査取得した情報の目的外使用禁止の実効性担保要件 ⑥知る権利・報道の自由・取材の自由への配慮と具体的担保要件 ⑦適用事業者の認定 ⑧適用事業者の認定 ⑨情報の指定・解除 ⑩適性評価に関わる株主や取締役会、組織的要件 ⑪適性事業者の外国資本比率 ⑫独立公文書管理監、情報管理審査会様の設置 ⑬国会への報告の要件

*これだけ重要な項目を国会で検討せず「運用基準」で決めるという、政府丸投げ法案は廃案にすべき。

III. 政府所有の機微情報と適合事業者

1 適用事業者の発掘は誰がどのように行うのか？

*民間企業ばかりではなく大学・研究機関等も入ることを明記し、その上で発掘が如何に行われるのか検討すべきではないか？

2 「我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供」(第1条)

*情報の提供による事業者間の格差の発生で不利益を被る事業者の創出

3 「適合事業者に行わせる調査又は研究その他の活動により当該適合事業者が保有することが見込まれるものについて指定」(第10条2項)

*ここでいう「調査又は研究」は何を指すのか？K-プロの研究？シンクタンクの研究・調査？が全く不明。

4 「適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者」(第10条3項)

*株主や取締役会、組織的要件が不明のまま。

5 外国資本、外国人役員、大学の学長・学部長…

*どの範囲を指名するのか不明。

6 「前項の規定により重要経済安保情報を保有する適合事業者にあつては、当該行政機関の長から求められた場合には当該重要経済安保情報を当該行政機関の長に提供しなければならない旨」(第10条3項五)

*ここでいう「当該重要経済安保情報」と政府が所有し提供する機微情報との違いは何か？

*上述の例のように、国会審議で明らかになっていない重要項目の説明を残したまま採決は避けるべき。

IV. 特定秘密保護法とシームレスな運用？

重要経済安保情報のうちトップシークレット、シークレットに相当するものは特秘法の4分野に振り分ける。

* 特秘法の運用基準はこれ以上範囲を広げないことのために設けられたものだが、運用基準の手直しがありうるとの見方を示した高市大臣の答弁に疑問が残る。また、経済分野は特秘法に設けないとしているのに、経済分野を潜り込ませるのは欺瞞である。

V. 調査権・監察権・勧告権のある組織が不可欠

* 政府から独立したノーリターンの組織

* SC（セキュリティ・クリアランス）対象者とその周囲の者の人権保護、SC が得られなかった者の不利益回避を担保するシステムの構築が不可欠だがそうした法定がなされない法案、加えて国会での情報監視審査会様の組織では不利益、人権侵害、秘密情報の際限のない指定、指定の適正か否かのチェック体制もない法案は廃案とすべき。

* SCホルダーの監視システムによる監視社会の危険性、冤罪事件の温床を回避すべき制度の構築が不可欠でこの議論を欠落させたままの法案は廃案とすべき。

VI. 隠された新軍需産業創出と同盟・同志国との兵器生産・開発に不可欠

* 軍拡三大文書に明記された SC 制度の導入方針についての議論が欠落

* 国際共同研究の内容の検討が不十分。国際的分業による兵器開発研究であること。外国の軍需産業に食い込むためのベンチャー企業の要望。などの必要性について深く議論が必要。

* 新たなる軍需産業の創出、米軍と一体化した、まさにシームレスな軍事政策のために米国から要請されていることを掘り下げ、民意を聴くべきである。

（井原 メモ 2024.4.5）